

令和２年度 第１回 野田市公契約審議会

○日 時 令和２年１２月２４日（木）

午前１０時から

○場 所 市役所高層棟８階 大会議室

次 第

１ 開 会

２ 議 事

(1) 令和元年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

- ① 適用件数及び適用労働者数
- ② 工事に係る賃金の支払状況
- ③ 継続中の長期継続契約及び指定管理協定の対応状況
- ④ 賃金条項型の公契約条例の制定状況

(2) 令和３年度の最低額について

(3) 野田市公契約条例の諸課題の現状について

３ その他

４ 閉 会

I 令和元年度の野田市公契約条例の運用状況について（報告）

1 適用件数及び適用労働者数

(1) 適用件数

令和元年度に賃金の支払いがあった契約等の件数は、工事請負契約 19 件、業務委託契約 21 件、指定管理協定 36 件の合計 76 件となっている。

□表1 公契約条例の適用件数

（単位：件）

区 分 / 年度			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
工 事 請 負 契 約	市	条例適用	2	3	19	21	22	21	26	24	13	11	
		第15条適用（賃金評価）	6	5	1	3	5	適用外					
	水道事業	条例適用	適用外				3	8	8	11	7	8	
		第15条適用（賃金評価）	適用外				1	適用外					
業 務 委 託 契 約	市 業 種 内 訳	1千万円以上	16	16	17	21	21	21	19	19	18	17	
		(1)施設の設備又は機器の運転又は管理に関する契約	9	7	7	7	6	6	6	6	6	6	
		(2)施設の設備又は機器の保守点検に関する契約	3	3	3	2	3	3	3	3	2	1	
		(3)施設の清掃に関する契約	4	3	3	3	3	3	2	2	2	2	
		(4)施設の電話交換、受付及び案内に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		(5)施設の警備及び駐車場の整理に関する契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		(6)野田市文化会館の舞台の設備及び機器の運転に関する契約	(1)に 区分	1	1	1	1	1	指定管理へ移行				
		(7)不燃物の処理施設の設備及び機器の運転その他の管理に関する契約	適用外		1	1	1	1	1	1	1	1	
		(8)学校給食の調理及び運搬に関する契約	適用外			5	5	5	5	5	5	5	
		1千万円未満で市長が特別に定める契約	適用外	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
	水道事業		適用外		試行					2	2	2	
	指 定 管 理 協 定	条例適用	適用外			4	15	21	23	36	37	36	
第15条適用（賃金評価）		3	5	20	20	18	14	14	1	0	0		
年度別合計			27	30	58	70	86	86	91	94	79	76	

(2) 適用労働者数

令和元年度に賃金の支払いを受けた労働者数は、工事請負契約 247 人、業務委託契約 489 人、指定管理協定 718 人の合計 1,454 人となっている。

条例が適用される件数が減少し、それに伴い適用労働者数も減少した。

□表2 公契約条例の適用労働者数

(単位：人)

区分／年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
工 事	208	587	1,389	1,146	1,089	856	792	712	330	247
業 務 委 託	221	198	275	508	502	498	468	541	501	489
指 定 管 理	56	161	404	478	580	629	699	694	686	718
合 計	485	946	2,068	2,132	2,171	1,983	1,959	1,947	1,517	1,454

2 工事に係る賃金の支払状況

令和元年度の公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）が適用される工事 10 件を対象に賃金の支払状況を確認した。

(1) 対象の工事

次の工事に従事した 175 人の労働者を対象にした。

種 別	件 名	担当課	人 数
土木一式	南部 1 号幹線函渠築造工事（その 2）	下水道課	20 人
土木一式	七光台幹線管渠築造工事（3 工区）	下水道課	9 人
土木一式	枝線管渠布設工事（3 1－2 工区）	下水道課	4 人
土木一式	枝線管渠布設工事（3 1－2 4 工区）	下水道課	9 人
土木一式	野田市総合公園陸上競技場改修工事	スポーツ推進課	11 人
土木一式	準用河川改修工事	管理課	5 人
建築一式	野田市立中央小学校トイレ改修等工事	営繕課	66 人
機械器具設置	清掃工場 2 号炉ろ過式集塵装置修繕及び 1 号炉ろ過式集塵装置ろ布交換工事	清掃管理課	23 人
機械器具設置	清掃工場機械修繕工事	清掃管理課	21 人
電気	新五駄排水機場電気設備更新工事	農政課	7 人
適用者数			175 人

※ 1 ページの表 1、元年度市発注工事請負契約の条例適用件数 11 件には、平成 30 年度の公共工事設計労務単価が適用され、令和元年度に工期を延長した「道路築造工事」が含まれるため、対象工事とは 1 件の差がある。

(2) 調査の結果

① 工事全体

労務単価の 85%以上 90%未満の支払率は、全体の労働者の半数に近い 49.71%となっており、30 年度と比較して 0.55 ポイント下降した。

労務単価から見た支払の割合	人 数	率 (30 年度との比較)
85%以上 90%未満	87 人	49.71%(－ 0.55 ポイント)
90%以上 100%未満	54 人	30.86%(＋13.24 ポイント)
100%以上	34 人	19.43%(－12.69 ポイント)

② 工事の種別ごと

※()内は 30 年度との比較

ア 土木一式【6ページ 表3参照】

対象工事 6 件において 58 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 41% (－8 ポイント)、90%以上 100%未満が 26% (＋9 ポイント)、100%以上が 33% (－1 ポイント) となっている。

職種では、特殊運転手、一般運転手が全て 85%以上 90%未満である。

イ 建築一式【7ページ 表4参照】

対象工事 1 件において 66 人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上 90%未満の者が 65% (＋1 ポイント)、90%以上 100%未満が 23% (＋5 ポイント)、100%以上が 12% (－6 ポイント) となっている。

職種では、とび工、電工、鉄骨工、塗装工、土木一般世話役、大工、左官、はつり工、内装工、交通誘導員 B が全て 85%以上 90%未満である。

ウ 機械器具設置【8ページ 表5参照】

対象工事2件において44人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が39%（－8ポイント）、90%以上100%未満が52%（＋34ポイント）、100%以上が9%（－26ポイント）となっている。

職種では、特殊作業員、軽作業員が全て85%以上90%未満である。

エ 電気【9ページ 表6参照】

対象工事1件において7人の労働者が従事している。

労務単価の支払率は、85%以上90%未満の者が43%、90%以上100%未満が14%、100%以上が43%となっている。

職種では、電工が全て85%以上90%未満である。

□表3 土木一式

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
特殊作業員	4 人	7%	85%以上 90%未満	2 人	50%
			90%以上 100%未満	1 人	25%
			100%以上	1 人	25%
普通作業員	24 人	41%	85%以上 90%未満	5 人	21%
			90%以上 100%未満	10 人	42%
			100%以上	9 人	37%
軽作業員	14 人	24%	85%以上 90%未満	5 人	36%
			90%以上 100%未満	3 人	21%
			100%以上	6 人	43%
特殊運転手	1 人	2%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
一般運転手	1 人	2%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	5 人	9%	85%以上 90%未満	3 人	60%
			90%以上 100%未満	1 人	20%
			100%以上	1 人	20%
交通誘導員 B	9 人	15%	85%以上 90%未満	7 人	78%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	22%
合 計	58 人	100%	85%以上 90%未満	24 人	41%
			90%以上 100%未満	15 人	26%
			100%以上	19 人	33%

□表4 建築一式

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
特殊作業員	3 人	4. 5%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	2 人	67%
			100%以上	1 人	33%
普通作業員	11 人	17%	85%以上 90%未満	6 人	55%
			90%以上 100%未満	5 人	45%
			100%以上	0 人	0%
軽作業員	9 人	14%	85%以上 90%未満	1 人	11%
			90%以上 100%未満	3 人	33%
			100%以上	5 人	56%
とび工	6 人	9%	85%以上 90%未満	6 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
電工	1 人	1. 5%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
鉄骨工	2 人	3%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
塗装工	2 人	3%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
土木一般 世話役	1 人	1. 5%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
大工	5 人	7. 5%	85%以上 90%未満	5 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
左官	8 人	12%	85%以上 90%未満	8 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
はつり工	2 人	3%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
防水工	2 人	3%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	2 人	100%
内装工	6 人	9%	85%以上 90%未満	6 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%

建具工	5 人	7.5%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	5 人	100%
			100%以上	0 人	0%
交通誘導員 B	3 人	4.5%	85%以上 90%未満	3 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	66 人	100%	85%以上 90%未満	43 人	65%
			90%以上 100%未満	15 人	23%
			100%以上	8 人	12%

□表5 機械器具設置

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
特殊作業員	1 人	2%	85%以上 90%未満	1 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
普通作業員	21 人	48%	85%以上 90%未満	3 人	14%
			90%以上 100%未満	18 人	86%
			100%以上	0 人	0%
軽作業員	8 人	18%	85%以上 90%未満	8 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
電 工	4 人	9%	85%以上 90%未満	1 人	25%
			90%以上 100%未満	2 人	50%
			100%以上	1 人	25%
機械工	7 人	16%	85%以上 90%未満	4 人	57%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	3 人	43%
機械設備 据付工	3 人	7%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	3 人	100%
			100%以上	0 人	0%
合 計	44 人	100%	85%以上 90%未満	17 人	39%
			90%以上 100%未満	23 人	52%
			100%以上	4 人	9%

□表6 電気

労働者			賃 金		
職 種	人 数	割 合	区 分	人 数	割 合
普通作業員	2 人	28. 5%	85%以上 90%未満	1 人	50%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	1 人	50%
とび工	3 人	43%	85%以上 90%未満	0 人	0%
			90%以上 100%未満	1 人	33%
			100%以上	2 人	67%
電工	2 人	28. 5%	85%以上 90%未満	2 人	100%
			90%以上 100%未満	0 人	0%
			100%以上	0 人	0%
合 計	7 人	100%	85%以上 90%未満	3 人	43%
			90%以上 100%未満	1 人	14%
			100%以上	3 人	43%

3 継続中の業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定の対応状況

施設の清掃業務等の職種において、令和2年度の最低額を引き上げなかった場合、最低賃金の適用が予測された業務委託契約（長期継続契約）及び指定管理協定のうち、契約・指定期間中の最低額変更が仕様書に明記されていない15件（業務委託契約5件、指定管理協定10件（15施設））について事業者等と協議を進めた。

その結果、事業者等との合意が図られた14件は、前年度の最低額に最低賃金の上昇率を乗じて得た額を、2年度の最低額として適用した。

なお、他の職場への影響や給与バランスを懸念する1件については適用を見送った。

《参考》

○ 新たに協定を締結した指定管理協定等での対応

令和2年度に指定管理業務を開始した7件（7施設）については、基本協定書の仕様書において「当該年度の最低額を次年度の予測最低賃金と比較して10円を割り込んだ場合は、当該年度の最低額に当該年度の最低賃金の前年度からの上昇率を乗じて得た額を最低額とする」旨を記載して対応した。

また、業務委託契約1件についても、指定管理協定と同様の対応をした。

4 賃金条項型の公契約条例の制定状況

本市の公契約条例と同様に、法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を施行している自治体は、昨年度の審議会において、本市を含めて 23 団体あることを報告したが、本年 8 月 1 日に東京都杉並区が新たに条例を施行し、24 団体となった。

□表7 杉並区が制定した条例の内容

区分／自治体		杉並区
公 布 日		令和 2 年 3 月 16 日
施 行 日		令和 2 年 8 月 1 日 (運用開始は令和 3 年 4 月 1 日)
適用 範 囲	工 事	予定価格 5,000 万円以上
	業務委託	予定価格 1,000 万円以上 ・建物清掃業務に関する契約 ・建物総合管理業務に関する契約 ・学校用務業務に関する契約 ・庁舎その他施設の警備業務（機械警備業務を除く。） 及び巡回警備業務に関する契約 ・庁舎その他施設の受付業務に関する契約 ・公園清掃業務に関する契約 ・給食調理業務に関する契約 ・その他区長が必要と認める契約
	指定管理	全て

工事、業務委託、指定管理で適用されているが、業務委託・指定管理において職種別賃金の採用は予定されていない。

Ⅱ 令和３年度の最低額について

１ 令和２年度の地域別最低賃金の状況

千葉県最低賃金と全国加重平均の令和２年度の状況と５年間の推移については、表８のとおりである。

(1) 千葉県の最低賃金

２年１０月１日に千葉県の最低賃金が発効され 925 円（元年度 923 円）となり、額にして 2 円、率にして 0.22% の上昇となった。

(2) 全国加重平均

２年度の全国加重平均は、902 円（元年度 901 円）となった。

最低賃金の引上げを行ったのは 40 県で、１円から 3 円の引上げ（引上げ額が 1 円は 17 県、2 円は 14 県、3 円は 9 県）で、最高額（1,013 円）と最低額（792 円）の差は、221 円（元年度 223 円）となった。

□表８ 千葉県の最低賃金と全国加重平均の推移

内 容 / 年 度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	２年度
千葉県の最低賃金	842 円	868 円	895 円	923 円	925 円
同 上 昇 額	—	26 円	27 円	28 円	2 円
同 上 昇 率	—	3.09%	3.11%	3.13%	0.22%
全 国 加 重 平 均	823 円	848 円	874 円	901 円	902 円
同 上 昇 額	—	25 円	26 円	27 円	1 円
同 上 昇 率	—	3.04%	3.07%	3.09%	0.11%

２ 令和３年度の最低額の考え方

最低額を定める基準によって上昇率が異なることで、職種間の賃金バランスが保てない状況や最低賃金との間差額が縮まっているといった公契約条例の課題を踏まえると、最低額と最低賃金との差を広げるとともに、職種間の

バランスを保つため、全ての職種の最低額について、これまで同様３％程度上昇させることも考えられるが、その場合、３年度の改定による新たな財政負担は、1,330 万円程度が見込まれる。これでは、市の財政負担が増加することはもちろん、他の自治体における公契約条例制定のハードルを上げることにつながってしまうことから、３年度の最低額については、最低賃金を踏まえ、２年度の最低額の設定と同様の方法で設定する。

令和３年度の最低額

１ 最低額に最低賃金の上昇率を反映する職種

(1) 継続する職種

市職員の給与を勘案している 1,000 円以下の次の職種に限定して、元年度から２年度への最低賃金の上昇率（0.22%）を３年度の最低額に反映させた。

職 種 / 年 度	２年度	反映上昇率	３年度
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	978 円	0.22%	981 円

(2) 継続しない職種

次の職種については、その最低額が 1,000 円を超えていることから、３年度の最低額は、市職員の当該職種の元年度から２年度への給与（時給換算後）の上昇率を反映するが、本年 10 月の「月例給の改定は行わない」とする人事院の報告に基づき、給料表の改定は行わないことから、次のとおり設定した。

職 種 / 年 度	２年度	反映上昇率	３年度
事務員、コンピュータ指導員等	1,043 円	0 %	1,043 円
給食配送員、運転士	1,051 円	0 %	1,051 円

２ 介護職員等の職種

３年度の最低額は、２年度の最低額（985 円）では、施設の清掃業務等の３年度の最低額（981 円）と差がなくなることから、元年度から２年度への最低賃金の上昇率（0.22%）を反映させた。

職 種 / 年 度	２年度	３年度	上昇率
介護職員、生活支援員 等	985 円	988 円	0.22%

３ 実際の賃金水準を勘案する職種

「施設の電話交換、受付及び案内業務」、「舞台機器操作業務」、「店

長」の職種の最低額の基準は、実際の賃金水準を勘案することとしており、当該事業者等の賃金に基づき、最低額を設定している。

(1) 施設の電話交換、受付及び案内業務

「施設の電話交換、受付及び案内業務」は、3年度は5年間の長期継続契約の更新年度に当たる。3年度の最低額は、2年度に1,000円から1,032円に引き上げていることから、据え置きとした。

職 種 / 年 度	2年度	3年度	上昇率
施設の電話交換、受付及び案内業務	1,032円	1,032円	0%

(2) 舞台機器操作業務

「舞台機器操作業務」を含む指定管理業務は、3年度は5年間の指定期間の更新年度に当たる。3年度の最低額は、2年度に1,000円から1,032円に引き上げていることから、据え置きとした。

職 種 / 年 度	2年度	3年度	上昇率
舞台機器操作業務	1,032円	1,032円	0%

(3) 店長

「店長」は、30年度の指定管理者の更新時に、最低額を1,000円から1,100円に引き上げており、3年度は指定期間内の4年目に当たる。

3年度の最低額は、据え置きとした。

職 種 / 年 度	2年度	3年度	上昇率
店長	1,100円	1,100円	0%

4 市職員の給与を基準とする職種

「栄養士、保育士」、「看護師、機能訓練指導員」、「学芸員、生活相談員、図書館業務従事者」、「火葬業務」、「介護支援専門員」が対象の職種となる。

本年10月の「月例給の改定を行わない」とする人事院の報告に基づき、給料表の改定は行わないことから、次のとおり設定した。

職 種 / 年 度	2 年 度	3 年 度	上 昇 率
栄養士、保育士	1,084 円	1,084 円	0 %
看護師、機能訓練指導員	1,134 円	1,134 円	0 %
学芸員、生活相談員、図書館業務従事者	1,192 円	1,192 円	0 %
火葬業務	1,003 円	1,003 円	0 %

なお、「介護支援専門員」の3年度の最低額は、市パートタイム会計年度任用職員の報酬の額を基準として設定する。

職 種 / 年 度	2 年 度	3 年 度	上 昇 率
介護支援専門員	1,353 円	円	%

※報酬の額は、今後予定される組合との交渉後に決定する。

5 建築保全業務労務単価を基準とする職種

「施設の警備及び駐車場整理業務」や「設備の運転管理及び保守点検業務」が対象の職種となる。

3年度の最低額は、国土交通省から発表された3年度建築保全業務労務単価により「施設の警備及び駐車場整理業務」は『警備員C』、「設備の運転管理及び保守点検業務」は『保全技術員補』の東京地区の単価を時給換算した80%の額で設定した。

職 種 / 年 度	2 年 度	3 年 度	上 昇 率
施設の警備及び駐車場整理業務	1,240 円	1,260 円	1.61%
設備の運転管理及び保守点検業務	1,660 円	1,680 円	1.20%

Ⅲ 野田市公契約条例の諸課題の現状について

野田市公契約条例は、平成 21 年 9 月に制定され、今年で 12 年目を迎えた。

市では、条例制定当初から条例を拡充していく方針を掲げ、工事においては、段階的に対象金額を引き下げ、業務委託においては、段階的に適用となる業務の種類を増やし、指定管理においては、全ての協定を対象とし、労働者の適正な労働条件の確保に努めてきた。

しかしながら、近年において最低賃金の大幅な上昇が続き、職種別賃金を導入した当初から状況が大きく変わってきており、職種間の賃金バランスが保てない状況となっていること、事業者の給与体系への影響、公契約条例の全国への大きな広がりは見られないことなど課題が山積している状況である。

1 職種別賃金の状況（業務委託及び指定管理）

条例制定当初、業務委託及び指定管理における賃金等の最低額（以下「最低額」という。）は、市労務職初任給を勘案した 829 円という 1 種類のみの金額を設定した。

しかし、元々賃金水準が高い、設備の運転管理等には効果が見られなかったため、平成 23 年度から業務委託及び指定管理においても工事のように職種別に最低額を設定した。

現在、業務委託及び指定管理を合わせて 50 を超える職種について、最低額を設定している。

業務委託及び指定管理における最低額を定める際に勘案する事項は、①野田市一般職の職員の給与、②建築保全業務労務単価その他の公的機関が定める基準等、③市が既に締結した契約に係る労働者の賃金等であり、平成 30 年 3 月に野田市公契約条例施行規則の一部を改正し、清掃業務の最低額の基準に、千葉県最低賃金の上昇率を勘案することとした。

(1) 最低額の推移（業務委託及び指定管理）

業務委託及び指定管理における代表的な職種の平成 22 年度から令和 2

年度までの最低額の推移は、表 9 及び図 1 のとおりである。

表 9 代表的な職種の最低額の推移(H22～R2)

職種		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
設備の運転管理 及び保守点検業務	最低額(円)	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660
	対H24比上年率	-	-	-	5.7%	9.9%	9.9%	9.2%	9.2%	11.3%	14.9%	17.7%
	直近下位との間差額	-	-	379	459	519	483	436	427	450	496	526
看護師	最低額(円)	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	3.5%	7.1%	8.0%	8.6%	9.0%	10.0%
	直近下位との間差額	-	-	21	▲ 59	▲ 89	▲ 63	▲ 26	▲ 27	▲ 30	▲ 76	▲ 106
施設の警備及び駐車 場整理業務	最低額(円)	-	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240
	対H24比上年率	-	-	-	7.9%	10.9%	11.9%	11.9%	12.9%	13.9%	18.8%	22.8%
	直近下位との間差額	-	-	10	90	120	130	130	140	150	200	208
電話交換等	最低額(円)	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%
	直近下位との間差額	-	-	9	9	9	▲ 13	▲ 49	▲ 59	▲ 65	▲ 74	▲ 52
栄養士、保育士	最低額(円)	-	-	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.2%	5.9%	6.9%	7.5%	8.4%	9.4%
	直近下位との間差額	-	-	56	56	56	56	58	59	34	35	33
運転士	最低額(円)	-	-	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.4%	6.0%	7.0%	10.3%	11.1%	12.4%
	直近下位との間差額	-	-	16	16	16	33	33	32	33	9	8
事務員	最低額(円)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.5%	4.2%	5.3%	8.6%	12.1%	13.5%
	直近下位との間差額	-	-	71	71	59	▲ 14	20	30	60	75	58
生活支援員	最低額(円)	-	-	848	848	860	938	938	938	938	955	985
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	1.4%	10.6%	10.6%	10.6%	10.6%	12.6%	16.2%
	直近下位との間差額	-	-	19	19	31	88	56	47	19	7	7
清掃業務	最低額(円)	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978
	対H24比上年率	-	-	-	0.0%	0.0%	2.5%	6.4%	7.5%	10.9%	14.4%	18.0%

図 1 代表的な職種の最低額の推移(H22～R2)

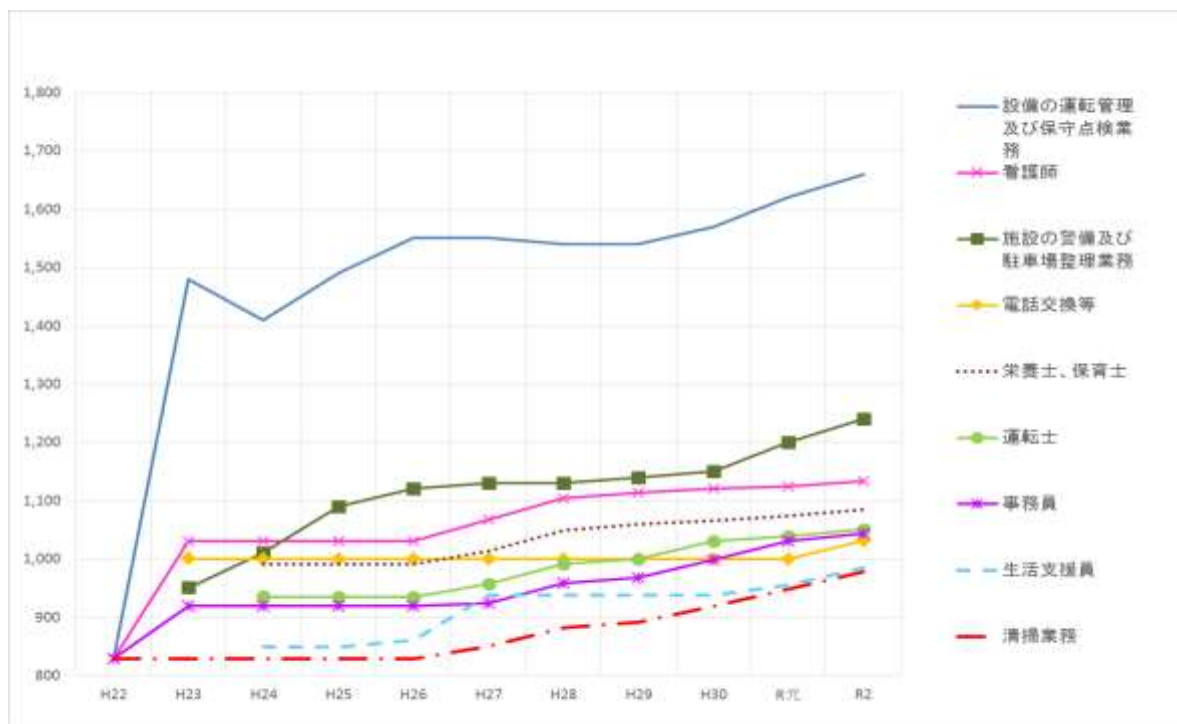


表 9 から、令和 2 年度の最低額について、平成 24 年度比で見ると、電話交換等の 3.2%増から施設の警備及び駐車場整理業務の 22.8%増までと、上昇率にバラツキが出ている。

また、職種間の差額を見ると、施設の警備及び駐車場整理業務と電話交換等の差が平成 24 年度で 10 円であったものが、令和 2 年度で 208 円と差が開いている一方で、看護師と施設の警備及び駐車場整理業務の差が平成 24 年度で 21 円あったものが、25 年度には-59 円と逆転が生じ、令和 2 年度には、-106 円と逆転後の差が広がっている。

図 1 から、上昇率の違いから複数の職種で逆転が生じている。

(2) 最低賃金と最低額の推移（業務委託及び指定管理）

平成 22 年度から令和 2 年度までの最低賃金と代表的な職種の最低額の推移は、表 10 及び図 2 のとおりである。

表 10 最低賃金と代表的な職種の最低額の推移(H22～R2)

職種 / 年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
千葉県最低賃金	744	748	756	777	798	817	842	868	895	923	925
設備の運転管理及び保守点検業務	最低額	829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,660
	最低賃金との差額	85	732	654	713	752	733	698	672	675	735
看護師	最低額	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124
	最低賃金との差額	85	283	275	254	233	250	262	245	225	201
施設の警備及び駐車場整理業務	最低額	-	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200
	最低賃金との差額	-	202	254	313	322	313	288	272	255	277
電話交換等	最低額	-	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032
	最低賃金との差額	-	252	244	223	202	183	158	132	105	77
栄養士、保育士	最低額	-	-	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074
	最低賃金との差額	-	-	235	214	193	196	207	191	170	151
運転士	最低額	-	-	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039
	最低賃金との差額	-	-	179	158	137	140	149	132	136	116
事務員	最低額	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030
	最低賃金との差額	85	171	163	142	121	107	116	100	103	107
生活支援員	最低額	-	-	848	848	860	938	938	938	938	955
	最低賃金との差額	-	-	92	71	62	121	96	70	43	32
清掃業務	最低額	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948
	最低賃金との差額	85	81	73	52	31	33	40	23	24	25

図2 最低賃金と代表的な職種の最低額の推移(H22～R2)

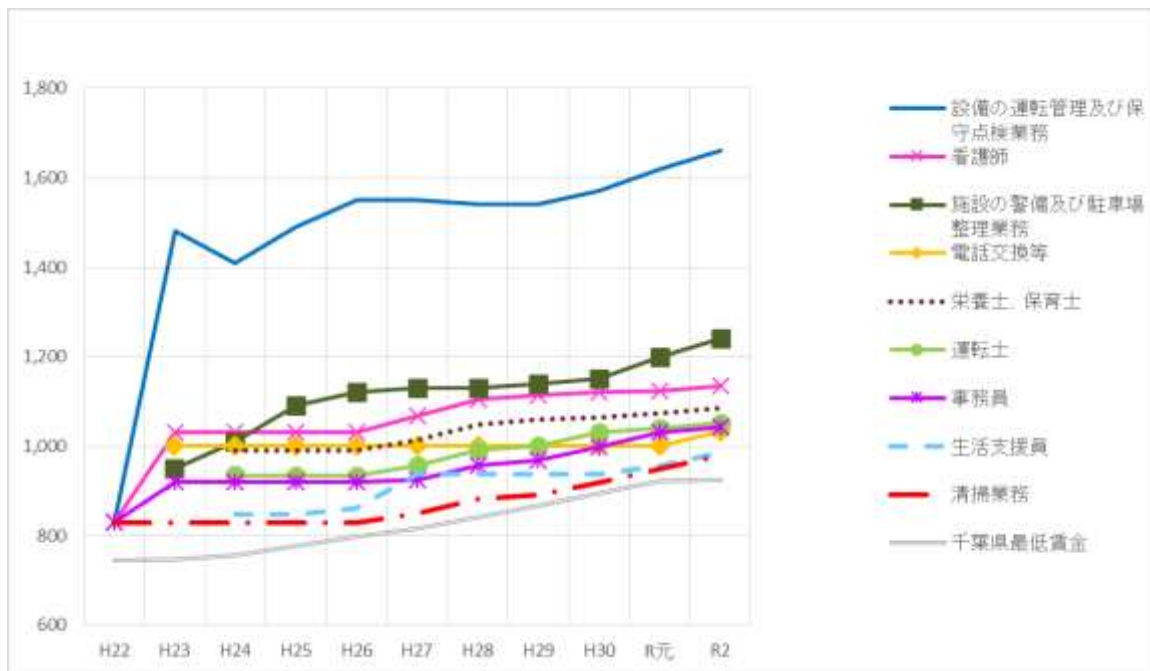


表 10 から、設備の運転管理及び保守点検業務の最低額は、平成 24 年度では最低賃金を 654 円上回っていたものが、令和 2 年度では最低賃金を 735 円上回っている一方で、清掃業務の最低額は、平成 24 年度では最低賃金を 73 円上回っていたものが、令和 2 年度ではその差が 53 円と縮小している。

図 2 から、設備の運転管理及び保守点検業務、施設の警備及び駐車場整理業務を除き、最低賃金との差は縮小している。

最低額を定める基準によって、上昇率が異なることが職種間の賃金バランスが保てない要因であり、最低賃金の大幅な上昇によって最低額が最低賃金に逆転されるおそれが生じ、その差も縮まってきている。

以上、職種別賃金の状況から、職種間の適当な差額は設定していないが、差額が極端に縮まることや逆転が生じること、最低額と最低賃金の差がなくなことは、職種別賃金や賃金条項型の条例の効果がなくなることから、これまでの最低額の設定方法を見直す必要がある。

なお、公契約条例が適用される事業者からは、「最低額を上回る賃金を支払うため、ベテラン職員を配置している。」、「勤続年数が同じであっても、勤務先によって賃金に差が生じている。」、「勤務先によって賃金

に差があることから、人事異動に支障を来すおそれがある。」といった声も聞かれる。

2 全国の公契約条例制定の動き

野田市では、公契約条例が全国に広がるように平成 21 年 10 月に全国の市と区 805 団体に条例とその概要を送付し、同様の取組をしていただくよう呼びかけた。

公契約に関する法整備の早期実現のため、公契約条例が全国に広がるよう期待しているところであるが、本市と同様の法定最低賃金を上回る賃金の下限額を設定している賃金条項型の条例を制定している自治体は、令和 2 年 10 月 1 日現在で 23 団体となっている。

なお、賃金条項型の条例を制定している自治体のうち職種別賃金を導入している自治体は 4 団体把握しているが、職種別賃金の設定は、本市に比べ 2 種類から 7 種類と少なく、本市の取組とは異なっている。

そのほか、法定最低賃金の支払を定める条例や「品質及び適正な履行を確保すること」、「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」などを基本方針として定め、賃金の下限額を定めない理念型の条例も見られる。

公契約条例未制定のいくつかの自治体に、制定しない理由について聞き取りを行ったところ、「国が法制化すべき」、「事業者との調整が困難」といった回答があった。

地方が動いて国を動かすという目的からすると、なかなか地方の足並みがそろわないという問題もある。

○公契約条例制定自治体の状況（令和 2 年 10 月 1 日現在）

区分	制定自治体
賃金条項型条例	野田市、川崎市、多摩市、相模原市、渋谷区など 24 団体
法定最低賃金の支払を定める条例	奈良県、四日市市、大和郡山市、岩手県、京都市など 13 団体
理念型条例	山形県、江戸川区、前橋市、秋田市、長野県など 23 団体

○職種別賃金を設定している他団体の状況

職種別賃金を設定している自治体は非常に少なく、多摩市で7種類、国分寺市で2種類、足立区で2種類、千代田区で7種類となっている。

3 国の動向

公共サービス基本法第11条では、「国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努める」と規定されているが、国の動きが見られない。

平成30年7月に自民党本部で開催された「雇用問題調査会」の「公契約における適正な労働条件の確保について」の議事の中で、野田市が事例発表をした際、公契約における法的整備を含めた国の支援を改めてお願いしたところであるが、国では、法定最低賃金がある中で、二重の賃金設定に慎重な姿勢だった。

4 平成30年度第2回公契約審議会での意見（抜粋）

平成30年度第2回公契約審議会では各委員から次の意見があった。

- ・仮に職種別賃金を止め、一律の金額とした場合、これまで時給が高かった労働者の賃金が大幅に下がってしまうことが懸念され、労働者としては好ましくはない。
- ・野田市は、職種別が大前提の制度であることから、一概に今の制度を変えればよいとは思わない。
- ・職種別は重要だが、全体のバランスを考えれば、全ての職種について、予算が許せば、同じ率での引上げが望ましい。
- ・最低賃金と市の最低額との一定の差額について、現在の差額が適正かどうかについては議論があるが、多少なりとも最低賃金を上回っていた方が条例の意義に沿うのではないか。
- ・上昇率の差は問題である。
- ・職種間の差はあってしかるべきだが、職種間の逆転はもとより、差が縮まることは今後の課題である。

□表 11 最低賃金と最低額との比較表

〈凡例〉最低賃金▶上段：最低賃金 中段：対前年度上昇額 下段：対前年度上昇率
最低額▶上段：最低額 中段：最低賃金との間差額 下段：対前年度上昇率

職種 / 年度		2 9	3 0	元	2	3	4	5
最低賃金	千葉県	868	895	923	925	953	※最低賃金が予測困難なため	
		+26 円	+27 円	+28 円	+2 円	+28 円		
		3. 09%	3. 11%	3. 13%	0. 22%	3. 0%		
	全国加重平均	848	874	901	902	930	※全国加重平均が予測困難なため	
		+25 円	+26 円	+27 円	+1 円	+28 円		
		3. 04%	3. 07%	3. 09%	0. 11%	3. 0%		
最低額	施設の清掃業務、 除草作業員、 調理員 等	891	919	948	978	981	※職員の給与が予測困難なため	
		+23 円	+24 円	+25 円	+53 円	+28 円		
		—	3. 09%	3. 11%	3. 13%	0. 22%		
	介護職員、 生活支援員 等	938	938	955	985	988	※職員の給与が予測困難なため	
		+70 円	+43 円	+32 円	+60 円	+35 円		
		—	0%	1. 81%	3. 13%	0. 22%		
	事務員、 コンピュータ指導員 等	968	998	1, 030	1, 043	1, 043	※職員の給与が予測困難なため	
		+100 円	+103 円	+107 円	+118 円	+90 円		
		—	3. 09%	3. 11%	1. 22%	0%		
	火葬業務	975	981	990	1, 003	1, 003	※職員の給与が予測困難なため	
		+107 円	+86 円	+67 円	+78 円	+50 円		
		—	0. 62%	0. 92%	1. 31%	0%		
	施設の電話交換、 受付及び案内業務、 舞台機器操作業務	1, 000	1, 000	1, 000	1, 032	1, 032	※実際の賃金水準が予測困難なため	
		+132 円	+105 円	+77 円	+107 円	+79 円		
		—	0%	0%	3. 13%	0%		
	給食配送員、 運転士	1, 000	1, 031	1, 039	1, 051	1, 051	※職員の給与が予測困難なため	
		+132 円	+136 円	+116 円	+126 円	+98 円		
		—	3. 09%	0. 70%	1. 08%	0%		
	店長	1, 000	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100	※実際の賃金水準が予測困難なため	
		+132 円	+205 円	+177 円	+175 円	+147 円		
		—	10. 0%	0%	0%	0%		
	栄養士、 保育士	1, 059	1, 065	1, 074	1, 084	1, 084	※職員の給与が予測困難なため	
		+191 円	+170 円	+151 円	+159 円	+131 円		
		—	0. 57%	0. 85%	0. 93%	0%		
	看護師、 機能訓練指導員	1, 113	1, 120	1, 124	1, 134	1, 134	※職員の給与が予測困難なため	
		+245 円	+225 円	+201 円	+209 円	+181 円		
		—	0. 63%	0. 36%	0. 89%	0%		
	施設の警備 及び駐車場整理業務	1, 140	1, 150	1, 200	1, 240	1, 260	※建築保全業務労務単価が予測困難なため	
		+272 円	+255 円	+277 円	+315 円	+307 円		
		—	0. 88%	4. 35%	3. 33%	1. 61%		
	学芸員、 生活相談員、 図書館業務従事者	1, 167	1, 173	1, 182	1, 192	1, 192	※職員の給与が予測困難なため	
		+299 円	+278 円	+259 円	+267 円	+239 円		
		—	0. 51%	0. 77%	0. 85%	0%		
	介護支援専門員	1, 339	1, 341	1, 343	1, 353		※職員の給与が予測困難なため	
		+471 円	+446 円	+420 円	+428 円			
		—	0. 15%	0. 15%	0. 74%			
	設備の運転管理 及び保守点検業務	1, 540	1, 570	1, 620	1, 660	1, 680	※建築保全業務労務単価が予測困難なため	
		+672 円	+675 円	+697 円	+735 円	+727 円		
		—	1. 95%	3. 18%	2. 47%	1. 20%		

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

H22からH24まで：公共工事設計労務単価の80%以上

H25以後：同単価の85%以上

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26.2	H26.4	H27.2	H28.2	H29.3	H30.3	H31.3	R2.3
1 特殊作業員	1,680	1,650	1,630	2,040	2,232	2,232	2,274	2,359	2,349	2,412	2,519	2,561
2 普通作業員	1,330	1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157
3 軽作業員	1,030	1,010	1,030	1,297	1,371	1,371	1,392	1,445	1,435	1,477	1,541	1,573
4 造園工	1,560	1,600	1,570	1,987	2,094	2,094	2,136	2,115	2,136	2,210	2,253	2,253
5 法面工	1,620	1,650	1,750	2,210	2,391	2,391	2,465	2,550	2,593	2,635	2,699	2,731
6 とび工	1,730	1,770	1,870	2,359	2,550	2,550	2,635	2,731	2,784	2,837	2,901	2,944
7 石工	1,930	1,890	1,940	2,455	2,582	2,582	2,625	2,593	2,752	2,859	2,912	2,922
8 ブロック工	1,940	1,910	1,880	2,285	2,402	2,402	2,465	2,391	2,540	2,635	2,689	2,689
9 電工	1,790	1,820	1,830	2,189	2,285	2,285	2,285	2,264	2,306	2,359	2,487	2,487
10 鉄筋工	1,800	1,840	1,900	2,391	2,593	2,593	2,678	2,774	2,827	2,880	2,944	2,986
11 鉄骨工	1,690	1,650	1,690	2,136	2,317	2,317	2,391	2,476	2,519	2,561	2,625	2,657
12 塗装工	1,710	1,710	1,820	2,295	2,487	2,487	2,572	2,667	2,710	2,763	2,827	2,859
13 溶接工	1,840	1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029
14 特殊運転手	1,640	1,650	1,680	2,115	2,221	2,221	2,264	2,349	2,338	2,402	2,508	2,550
15 一般運転手	1,550	1,520	1,510	1,892	1,987	1,987	2,019	2,094	2,083	2,136	2,232	2,264
16 潜かん工	適用外	2,060	2,070	2,540	2,752	2,752	2,827	2,975	3,029	3,082	3,156	3,188
17 潜かん世話役		2,450	2,460	3,018	3,252	3,252	3,347	3,517	3,581	3,645	3,730	3,772
18 さく岩工	1,710	1,750	1,830	2,306	2,497	2,497	2,593	2,816	2,869	2,922	3,145	3,177
19 トンネル特殊工	1,840	1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	3,050	3,124	3,209
20 トンネル作業員	1,580	1,540	1,640	2,062	2,232	2,232	2,317	2,412	2,455	2,497	2,550	2,582
21 トンネル世話役	2,040	2,050	2,160	2,731	2,954	2,954	3,050	3,177	3,230	3,358	3,432	3,592
22 橋りょう特殊工	2,010	1,970	2,020	2,540	2,795	2,795	2,890	2,997	3,050	3,103	3,177	3,220
23 橋りょう塗装工	2,130	2,050	2,100	2,646	2,859	2,859	2,965	3,092	3,145	3,199	3,273	3,315
24 橋りょう世話役	2,280	2,230	2,290	2,890	3,135	3,135	3,241	3,358	3,422	3,485	3,570	3,613
25 土木一般世話役	1,840	1,800	1,860	2,264	2,380	2,380	2,412	2,380	2,412	2,497	2,540	2,550
26 高級船員	適用外	2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103
27 普通船員		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264	2,306	2,285	2,317	2,402	2,444	2,455
28 潜水士		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229
29 潜水連絡員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007
30 潜水送気員		1,850	1,910	2,412	2,614	2,614	2,699	2,795	2,848	2,901	2,965	3,007
31 山林砂防工		1,980	1,990	2,519	2,657	2,657	2,710	2,678	2,710	2,805	2,859	2,859
32 軌道工	2,950	3,020	3,210	4,049	4,389	4,389	4,537	4,697	4,782	4,867	4,984	5,037
33 型わく工	1,660	1,660	1,700	2,147	2,327	2,327	2,402	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667
34 大工	1,910	1,870	1,930	2,434	2,635	2,635	2,710	2,540	2,582	2,625	2,689	2,720
35 左官	1,760	1,730	1,780	2,338	2,529	2,529	2,614	2,710	2,752	2,805	2,869	2,901
36 配管工	1,820	1,780	1,710	2,051	2,147	2,147	2,179	2,157	2,200	2,253	2,370	2,370
37 はつり工	1,620	1,580	1,680	2,200	2,380	2,380	2,391	2,487	2,529	2,572	2,635	2,667
38 防水工	1,710	1,750	1,880	2,465	2,678	2,678	2,763	2,869	2,922	2,975	3,039	3,082
39 板金工	1,700	1,740	1,820	2,380	2,572	2,572	2,657	2,752	2,805	2,859	2,922	2,965
40 タイル工	1,820	1,780	1,830	2,306	2,497	2,497	2,561	2,253	2,295	2,349	2,423	2,476
41 サッシ工	1,680	1,650	1,690	2,189	2,370	2,370	2,444	2,529	2,572	2,614	2,678	2,710
42 屋根ふき工	1,620	1,610	1,590	1,977	2,115	2,115	2,210	2,317	2,391	2,465	2,550	2,614
43 内装工	1,740	1,710	1,750	2,264	2,444	2,444	2,625	2,720	2,763	2,816	2,880	2,922
44 ガラス工	1,640	1,630	1,660	2,104	2,285	2,285	2,370	2,465	2,508	2,550	2,614	2,646
45 建具工	1,560	1,560	1,870	2,359	2,455	2,455	2,317	2,412	2,455	2,497	2,572	2,635
46 ダクト工	1,570	1,600	1,580	1,966	2,147	2,147	2,147	2,125	2,168	2,221	2,338	2,338
47 保温工	1,740	1,680	1,650	1,966	2,125	2,125	2,200	2,189	2,232	2,285	2,402	2,412
48 建築ブロック工	1,700	1,660	1,690	2,136	2,264	2,264	2,349	2,465	2,370	2,423	2,497	2,561
49 設備機械工	1,820	1,770	1,700	2,125	2,232	2,232	2,242	2,221	2,264	2,317	2,444	2,444
50 交通誘導員A	910	920	920	1,148	1,297	1,297	1,339	1,392	1,424	1,456	1,562	1,594
51 交通誘導員B	850	860	840	1,042	1,137	1,137	1,159	1,212	1,233	1,265	1,360	1,382
51職種平均	1,722	1,777	1,818	2,285	2,455	2,455	2,520	2,579	2,622	2,684	2,763	2,798

市長が定める賃金の最低額（工事又は製造の請負の契約）

（円/時間）

52	電気通信技術者	適用外	2,650	2,680	2,869	2,869	2,880	2,997	3,071	3,103	3,188	3,326	3,379
53	電気通信技術員		1,830	1,840	1,966	1,966	1,977	2,019	2,062	2,083	2,147	2,232	2,274
54	製作工（橋梁）		2,240	2,450	2,689	2,752	2,752	2,784	2,805	2,859	2,859	2,880	2,922
55	機械工		1,880	1,930	2,434	2,635	2,635	2,720	2,816	2,869	2,922	2,986	3,029
56	助手		1,360	1,340	1,743	1,839	1,839	1,924	1,987	1,977	2,030	2,115	2,157
57	船団長		2,300	2,260	2,752	2,890	2,890	2,933	2,901	2,933	3,039	3,092	3,103
58	潜水世話役		2,630	2,700	3,400	3,677	3,677	3,794	3,932	4,006	4,080	4,176	4,229
59	船夫		1,780	1,760	2,147	2,264	2,264						
60	機械設備製作工		2,270	2,260	2,402	2,402	2,402	2,423	2,423	2,465	2,540	2,614	2,689
61	機械設備据付工		1,960	1,950	2,104	2,147	2,147	2,147	2,147	2,179	2,232	2,317	2,550
61職種平均			1,828	1,867	2,312	2,469	2,470	2,538	2,594	2,636	2,698	2,777	2,817

市長が定める賃金の最低額（業務委託契約）

(円/時間)

業種・職種		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	算出根拠
設備の運転管理及び保守点検業務		829	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	H22年度→市労務職（用務員）18歳初任給を勘案 H23年度以降→建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
施設の清掃業務		829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案
施設の電話交換、受付及び案内業務		適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	実際の賃金水準を勘案
施設の警備及び駐車場整理業務		適用外	950	1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	H23年度以降→建築保全労務単価・東京地区・警備員Cの80%
野田市文化会館の舞台の設備又は機器の運転業務		829	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	H22年度→市労務職（用務員）18歳初任給を勘案 H23年度以降→実際の賃金水準を勘案
不燃物処理施設運転管理業務	事務員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	市臨時職員の賃金単価
	プラント保安要員			1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
	中央操作員			1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
	重機オペレータ			1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
	計量業務員			830	830	830	850	882	891	919	948	978	市臨時職員の賃金単価
	プラットホーム作業員			1,010	1,090	1,120	1,130	1,130	1,140	1,150	1,200	1,240	建築保全労務単価・東京地区・警備員Cの80%
	手選別作業員			848	848	860	938	938	938	938	955	985	指定管理者施設において定める生活支援員及び職業指導員の額
	手選別作業員（障がい者等）			756	777	798	817	817	842	868	895	923	千葉県の最低賃金
	清掃作業員			829	829	829	849	882	891	919	948	978	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案
	除草作業員			829	829	829	849	882	891	919	948	978	市労務職（用務員）18歳初任給を勘案
学校給食関連業務	給食調理員	適用外	適用外	適用外	829	829	849	882	891	919	948	978	市調理員初任給を勘案
	給食配膳員				829	829	849	882	891	919	948	978	市調理員初任給を勘案
	給食配送員（運搬員）				935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	市自動車運転手（19歳）初任給を勘案
	給食設備管理員				1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	建築保全労務単価・東京地区・保全技術員補の80%

市長が定める賃金の最低額（指定管理協定） ※職種五十音順

(円/時間)

職種	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	算出根拠
受付等事務補助員 (事務補助)	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	H22：市労務職初任給を勘案 H23～：市臨時職員（事務補助） 賃金単価
運転士	適用外	適用外	935	935	935	957	991	1,000	1,031	1,039	1,051	市技能職初任給
栄養士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	市栄養士初任給
介護支援専門員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,235	1,334	1,339	1,339	1,341	1,343	1,353	H26～：市臨時職員（介護支援専門員）賃金単価 R2：市会計年度任用職員（介護支援専門員）賃金単価
介護職員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	H26：社会福祉法人はーとふる短大卒初任給を勘案 H27～：社会福祉法人野田みどり会高校卒初任給を勘案
学芸員	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	市一般行政職（上級）初任給
学芸員補助員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	市臨時職員（事務補助）賃金単価
火葬業務	829	829	829	829	912	933	965	975	981	990	1,003	H22～25：市労務職初任給 H26～：市労務職初任給に近隣の斎場で支給されている特勤手当を加算した額
看護師	829	1,031	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	H22：市労務職初任給 H23～：市看護師初任給
看護師（准看護師を含む）	適用外	適用外	1,031	1,031	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	市看護師初任給
機能訓練指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,031	1,067	1,104	1,113	1,120	1,124	1,134	市看護師初任給
コミュニティ会館業務従事者	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	市臨時職員（事務補助）賃金単価
コンピュータ指導員	適用外	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	市一般行政職（初級）初任給
施設の維持管理事務員 (事務員)	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初任給
支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	H26：社会福祉法人はーとふる短大卒初任給 H27～：社会福祉法人野田みどり会高校卒初任給
自転車等駐車場管理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	829	849	882	891	919	948	978	市労務職初任給
児童指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	市一般行政職（中級）初任給
職業指導員	適用外	適用外	適用外	適用外	860	938	938	938	938	955	985	H26：社会福祉法人はーとふる短大卒初任給 H27～：社会福祉法人野田みどり会高校卒初任給
資料整理員	適用外	適用外	830	830	830	850	882	891	919	948	978	市臨時職員（事務補助）賃金単価
水泳場管理業務	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初任給
水泳場救助員・監視員	829	830	830	830	830	850	882	891	919	948	978	H22：市労務職初任給 H23～：市臨時職員（事務補助）賃金単価
生活支援員	適用外	適用外	848	848	860	938	938	938	938	955	985	H24～25、H27～：社会福祉法人野田みどり会高校卒初任給 H26：社会福祉法人はーとふる短大卒初任給
生活支援員補助	適用外	適用外	830	830	830	850	882	895	919	948	978	市臨時職員（生活作業員補助）賃金単価
生活相談員	適用外	適用外	適用外	適用外	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	市一般行政職（上級）初任給
清掃業務	829	829	829	829	829	850	882	891	919	948	978	市労務職初任給
設備の運転管理及び保守点検業務	適用外	1,480	1,410	1,490	1,550	1,550	1,540	1,540	1,570	1,620	1,660	建築保全業務労務単価・東京地区・保全技術員補の80%
相談支援専門員						1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	市一般行政職（中級）初任給
駐車場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	市労務職初任給
駐輪場整理業務	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	882	891	919	948	978	市労務職初任給
調理員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	市労務職初任給
店長	適用外	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	実際の賃金水準
図書館業務従事者	適用外	適用外	1,096	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	市一般行政職（上級）初任給
トレーニング室トレーナー	829	919	919	919	919	924	958	968	998	1,030	1,043	H22：市労務職初任給 H23～：市一般行政職（初級）初任給
販売員	適用外	適用外	850	850	850	850	850	850	919	948	978	実際の賃金水準
舞台機器操作業務	適用外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,032	実際の賃金水準
保育士	適用外	適用外	991	991	991	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	市保育士初任給
訪問支援員	適用外	適用外	適用外	適用外	適用外	1,013	1,049	1,059	1,065	1,074	1,084	市一般行政職（中級）初任給
保健師	適用外	適用外	適用外	1,096	1,096	1,120	1,158	1,167	1,173	1,182	1,192	市保健師初任給
夜間管理業務	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	市労務職初任給
用務員	適用外	適用外	829	829	829	849	882	891	919	948	978	市労務職初任給

令和2年度 立入調査実施報告

- 1 調査日 令和 2年 9月28日、29日、30日
10月 1日、 5日
11月20日
12月17日

2 調査内容

工事については、土木一式1件、建築一式1件、その他（管工事）1件の計3件、業務委託、指定管理については、5件ずつ抽出した。また、聞き取りする労働者は、1か所当たり3人を目安とした。

最低額と支払賃金を比較していない労働者には、当該契約の最低額が記載してあるチラシを配布し、最低額を確認する。また、月給制や日給制の労働者に対し、賃金の時給換算方法を記載した書類を配布し、最低額以上の支払となっているかを確認することとした。

3 適用労働者への聞き取り事項

- (1) 最低額が記載された周知事項の掲示場所を知っているか、
もしくは配布されているか。
(2) 自分の職種の最低額を認識しているか。
(3) 自分の職種の最低額以上の賃金が支払われているか。

4 調査結果

(1) 件数・人数

契約の種類	件数	人数
工事	3 件	10 人
業務委託	5 件	15 人
指定管理	5 件	16 人
計	13 件	41 人

(2) 聞き取りの結果

聞き取りに対する 回答	1 掲示場所・配布の 状況	2 自分の最低額の 認識	3 最低額以上の賃 金受領
はい	41 人（100%）※1	40 人（97.6%）	37 人（90.2%）
いいえ	0 人（ 0%）	0 人（ 0%）	0 人（ 0%）
分からない	0 人（ 0%）	1 人（ 2.4%）※2	4 人（ 9.8%）※3

※1 今年度の掲示物の掲示が遅れていた事業所が1件あったため、速やかに掲示するよう事業所に指導を行った。なお、労働者は自身の職種の最低額を把握していた。

※2 自分の最低額の認識に対し「忘れた」と回答した1人について、最低額を記載したチラシを配布して確認をいただいた。

※3 最低額以上の賃金が支給されているかについて「分からない」と回答した4人については、最低額を記載したチラシと賃金の時給単価を算出できる書類を配布し説明した。